

附属山口中学校の部活動地域移行について

山口大学教育学部附属山口中学校

1 基本的な方針について

- ・令和8年9月から、学校部活動を地域クラブ活動へ移行する予定です。
- ・現在、山口市が設置する地域クラブに本校生徒も参加できるよう要望しているところです。
- ・この場合、出身の地元中学校区に設置される地域クラブに参加する場合と、白石地域に設置される地域クラブに参加する場合があります。
- ・白石地区に設置されるクラブに参加する場合、競技施設の利用については、白石中学校と附属山口中学校が相互に利用し合います。
- ・このほかにも、既存の民間クラブへ参加するという選択も考えられます。
- ・特設の合唱団も、部活動と同様の判断とします。
- ・国の方針として、地域移行後は、これまでのように教員が活動を指導することは、原則、想定しておりません。お子様の活動に当たっては、地域クラブや保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠になってまいります。

2 移行時期について

- ・移行時期については、山口市の移行に合わせて、令和8年9月から、平日と休日ともに、学校部活動を地域クラブ活動へ移行する予定です。

3 令和8年度入学生（現小学6年生）について

- ・令和8年度入学生（現小学6年生）については、4月の入学時点では、まだ地域クラブの受け入れ体制ができていません。このため仮入学時に、「部としての活動は8月末で終了し、令和8年9月からは山口市が設置する地域クラブに移行する」ということを十分説明した上で、4月入学時に本校での部活動の募集を行います。
- （1年生の4月入部を停止すると、9月に地域移行した際、移行先では他校1年生が基礎練習を終えているのに、本校1年生は初心者として参加することになり、格差が生じるためです。）

4 本校生徒を受け入れる地域クラブがなく、保護者が存続を強く希望する活動について

- ・附属山口中学校の特徴として、保護者が継続を強く希望する活動については、保護者等の団体による活動としての存続を検討します。
- ・この場合、運営母体は保護者等によって組織された団体となり、外部からの指導者を雇用することになります。
- ・附属学校の教員については、平日（勤務日）は、本務と兼職・兼業の区別を付けて管理することが難しいこと、また、時間外手当を支給している関係で「本務に差し障りのない範囲での兼業」と見なすことが難しいため、指導者とはなりません。

5 保護者による地域クラブの運営について

- ・令和7年度中に、現在の中学1年生保護者を中心に、各部活動毎に保護者会を開き、次年度以降の運営について協議していただきます。
- ・令和8年4月以降に、新入生も含めて、参加希望の生徒が確定した段階で、保護者による運営会議を行います。
- ・保護者の役割分担により、指導者の選定依頼、会費集金と指導者への謝金支払い等を行います。
- ・但し、運動部活動では、指導者が競技資格を有しない場合、中体連主催大会への参加はできません。競技連盟・協会等の主催大会へは参加できます。（競技資格を持たない教員が指導する場合、部活動であれば中体連大会へ参加できるが、同教員が兼職・兼業により地域クラブ指導員となった場合は、中体連大会には参加できない。）（中体連会長確認済み）
- ・当面、教頭を相談窓口とします。